

平成31年(行ウ)第39号 IR推進局リーフレット配布差止等請求事件

原告 西澤信善外

被告 大阪府知事

準備書面(1)

令和元年7月2日

大阪地方裁判所

第7民事部 合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井上善



第1 訴状添付リーフレット(以下、リーフレットという)の配布差止と却下申立の不当性

原告(監査請求人)らはリーフレット作成・配布は公金の支出を伴うものとして、その差止を求めた。

リーフレット配布差止を求めるのは、配布先が未成年である高校生や支援学校生であり、本来権限外の大阪府・大阪市IR推進当局(以下、IR推進局という)が公費で誤ったリーフレットを作成し、さらに費用を要するのに大阪府下(市を含む)の学校に送付し、教育機関である学校から生徒に一律配布させることは極めて有害無用であり、これらは公金の支出を伴う不法な行為として表示したのである。

また監査請求時、大阪府下の各学校では配布作業も終わっていなかった。

一般的に考えても公金支出を必須とする行為は、地方自治法242条の監査請求、同242条の2の住民訴訟の1項の訴えとすることが可能である。公費負担が必須となる行為は、これと別個に財政負担、公費支出を個別に記

載すべきかどうかは表現上の問題であり、1項に含まれる違法な請求である本請求で財政支出、負担が少なくなれば、その分、損害金も少なくなるだけである。

事実このリーフレットを強制配布したために、配布にともない更なる費用を要したことは被告も認めている。しかし配布行為に伴う費用までは、監査請求時や住民訴訟の提訴時には確定できず、その費用の損害までは第2項に含められなかったのである。この点損害については、拡張請求を考えている。

従って、形式的な言葉尻をとらえた被告の却下申立は全く失当である。

なお、本件リーフレットは全て平成30年度中に完全に配布され完了しているとの点は争う。むしろ学校によっては、かかる不当なリーフレットの配布を終えていないと聞く。

第2 本件リーフレットの作成・配布と違法性について

1. 「IR推進局は大阪維新の松井氏（大阪元府知事、大阪現市長）、吉村氏（大阪元市長、大阪現府知事）らが、夢洲でのカジノIRを国より先走りして設置させたものである。IRはMICE施設やエンターテイメント施設などを含むものというが、実質は海外カジノ業者らに夢洲地区を提供し、IR業者は全収入の7～8割をカジノに依拠する。これを統合型リゾート（IR）と美名を冠せているものである。

このIRは、現在国においてさえ確たる内容が確定しておらず、今後2026年頃に向けて設立するという計画であって、夢洲地区がIRと特区になるとは全く前提法整備さえ定まっていない。

しかるに、松井と吉村は2024年前にオープンさせるとし、2020年にも業者選定を決めると完全な前のめりで、府市職員を駆使している。

この点、カジノ出費に伴いさらなる訴えは予定されるが、本件はまたIRが決まってもいない2018年時点で、IR推進局が公費で後述の不法、不

当なりフレットを作成して高校生らに配布することによって不法な公費を使用することを問題としている。

I Rの府市民の半数以上が反対しているようにI R推進局を使った不法な問題は山ほどあるも、本件では問題を中心に別途と述べるものである。

2. 本件リーフレットの不法・不当性

(1) 本件リーフレットにあるギャンブルの記載定義と肯定評価の誤り

本件リーフレットは、一般的に「ギャンブルとは物やお金を賭ける行為です」とし、「日本では競馬・競艇等の公営競技や遊技であるパチンコ等がこれにあたります」とギャンブルの説明から始めている。しかしギャンブルとは賭博のことであり、刑法第185条の刑罰でも禁じられている。このことをまず高校生や各種支援学校生に正しく伝え、教育しないことはミスリーディングどころか悪質である。

ギャンブルには、公営競技の他に宝くじやスポーツくじもあり、これらは刑法の賭博禁止法の例外として特別法で違法性を阻却とする立法の下に存在する。しかしこれらは、ギャンブルそのものの正当性、有用性、合法性をいうものではない。

被告はこれら公営ギャンブルが、戦後の戦災復興等の一時的経済事情の下で例外的に導入されたことを正しく理解し、教えようとしていない。その個々の特別法は、宝くじの当選付証票法で一時的な地方財政の収益事業として生まれたことに明示されるように、刑法の賭博禁止の基本を変えるものではない。

しかるに「ギャンブルってなに？」の基本説明から例外的な公営競技は、本来ギャンブルであってはならないところのパチンコをギャンブルと定義する。しかしパチンコは、「三店方式」という景品を現金交換するシステムをセットしているところから単なる遊技でなくギャンブルといわれるのは正しいが、これをギャンブルにしているのは大阪府の警察の黙認によって

である。

これら公営競技とパチンコだけをギャンブルとするのはあえて刑法違反の賭博行為から目をそらさせるギャンブルの定義である。ギャンブルはどんな賭けスポーツや賭けゲームであれ、刑法違反の犯罪行為であると正しく教育しなければならない。そして本リーフレットは、脱法ギャンブルのパチンコを正しく伝えることもなく、高校生らにギャンブルのモデルとして過って伝えている。

このように、特別法のギャンブルと横行する脱法ギャンブルがギャンブルの評価モデルとする過ちを犯している。

(2) 本件リーフレットの発行元の不法・不当性

ア ギャンブル依存予防におけるIR推進局の背反・背任性

IR推進局はいかに嘘・絵空車をいっても、IR事業者は客からの収入の7割以上をカジノから得ようとするもので、その「IR」推進局である。従って、高校生や支援学校生向けの教育を目的とする有資格ないし適格当局ではない。

それどころか、カジノ中心のギャンブルを「遊び」と肯定的に推薦し、後述のとおり嘘半分の内容で適正なギャンブル依存防止を害する当局である。本リーフレットは例えていうなら、パチンコホールが高校生らに向けて18歳以上になってからパチンコをしましょう、パチンコののめり込みに注意しましょう、というもその一方で、パチンコの正当性を宣伝するチラシ広告のようなものである。

公営競技でも最近の配慮された広告では、依存症やのめり込みに注意しましょうぐらいの小さな字の指示はあるが、このようなIRカジノ推進当局の「教育」リーフレットなど、ゴマカシの宣伝の具である。

公費による依存症等の予防は、リーフレット等の教育は教育部局と保健衛生部局が慎重に検討して作成すべきものであり、教育見地、消費者保護

見地からいえば、IRなど行かないようにしましょうと高校生や各種学校生に教育するべきである。

まさにIR推進局のリーフレットはカジノギャンブルを推進している自らの恥部とも言える真の姿を隠すためのものである。

イ リーフレットの内容の不法性について

以下の点は訴状及び意見陳述で明確にしているが、整理する

① まずIR推進局のリーフレットならば、自らの推薦するIRが海外カジノ業者を募集して推進している正体を明らかにすべきであるのに、それを隠している。カジノはギャンブルの中で最も射幸度の高いギャンブルであり、高校生らが成人となり20歳、21歳（国によっては21歳とする国もある）になろうとも安易に入場を勧めてはならない。そして成人といえど、ギャンブルは抑制すべきものであることは明白であるのに、リーフレットにはその記載がない。

② ギャンブルの本質記載の不実

i リーフレットは、「ギャンブルでは勝ち続けることもあれば、負けることもあります。ギャンブルでの「勝ち」は偶然によるもので予想できません」とある（___は注記）。

しかし、ギャンブルでの客は主催者や店に対し、「勝つことはあっても」「負け続ける」ことが多々というのが常態である。

リーフレットのいうギャンブルの「勝ち」は「偶然によるので予測できません」というのも過ちである。例えば、宝くじでは全体の券購入者への払戻額は、券購入者の全購入額の約45%という半分以下であり、常に当たりくじよりハズレくじが圧倒し、「負け」が確定するシステムである。これはスポーツくじでも同様である。

さらに公営競技は、馬券、車券等の投票額の約25%を主催者・地方自治体が控除した残りの約75%を、少数の当たり券購入者が分け合う

というもので、常に負け客が数にも金額的にも圧倒するものである。

このように、リーフレットがいう「公認」ギャンブルでも、全て負け客が圧倒するものであり、ギャンブルは、公認であろうがヤミの違法ギャンブルであろうが、客から収奪をするシステムなのである。

- ii 「ギャンブルとの付き合い方」でギャンブルは生活に問題が生じないよう金額と時間を決めてその範囲内に楽しむ娯楽です」と教えており、ギャンブルを人にとって肯定的な娯楽と評価していることは過ちである。

本件リーフレットは高校生と支援学校生に配布するもので、これら未成年者でギャンブルとの接触を防ぐべき者らに対し、ギャンブルを娯楽であり、生活に問題が生じないのであれば金額と時間を決めてやればよいと勧奨しているに等しい記載は許されない。

被告はギャンブルは大人の健全な状況の下での娯楽との評価は誤りではないと強弁するが、ギャンブルが依存症、脱税・マネーロンダリング等の犯罪の動機になる等の社会問題を多く招いていることは歴然としており、娯楽の一つとしてギャンブルを評価し、教えることは完全な過ちである。

なお、成人の依頼者に治療する医者やカウンセラーが本人のギャンブル行為を全面否定せず、健全な状況の下で諭すこともあろう。しかしそれは、治療や回復への助言であって、ギャンブルを控えるように言う言葉ではあっても、ギャンブルを娯楽として肯定しているものではない。薬物を娯楽とは言わないし、アルコール依存症であっても、飲酒は控えることやめるようにアドバイスをすることはあっても、娯楽として肯定はしない。

- iii 「依存症ってなんですか？」との質疑で、「アルコールや薬物などの特定物質やめたくてもやめられない常態を依存症といい」、「依存する対象の1つにギャンブルがあります」とあるが、ギャンブル依存症の深刻な

問題については「勝ちを追い求めて最後には掛け金を失います。また他のことがおろそかになります」、悪影響の例へとしては「睡眠や食事がおろそかになり、健康を害する」「嘘をついて家族との関係が悪化する」「隠れて借金するなどお金を工面する方法を選ばなくなる」という程度で、盗みや犯罪を犯すなどの重度な例の記載はなく、軽度な例しかあげていない。また社会に暴力、詐欺グループを生んだり、脱税、マネーロンダリングなど社会への害は全く述べていない。

公営競技やパチンコは、犯罪による取得金が多く使われていることを隠しており、深刻な依存症問題に説明するのに、全く不十分である。

ギャンブルの依存症とのめり込みから生じる問題は、個人としては多重債務、うつ病の併発、自殺、家庭崩壊から前記の犯罪まで生じている。

大阪府と大阪市、府下の自治体はこれらの公営ギャンブルに伴う弊害に対して、自ら加害者となる主催者に立っているため、個人と社会被害の調査と解決と努力を怠っているのである。

iv リーフレットには「こころの電話相談」「こころの悩み電話相談」の連絡先も書かれているが、高校生と支援学校生らをギャンブルに近づけることを抑制し、禁止すべきである。本件リーフレットがギャンブルを娯楽と肯定し、依存症が発生した時の相談先を記載するのは、世にいう毒を売って薬を買わせる「マッチ・ポンプ」と言わねばならない。

3. 本件リーフレットの高校生向け、支援学校向けであることと、反教育性・大阪府教育委員会、大阪市教育委員会の破廉恥な協力

(1) 被告は本件リーフレットについて、大阪府・大阪市の教育委員会とも相談して発行・配布したとする。しかし、この審議や協議の内容が如何なるものか示されていない。

本来これらのリーフレット作成・配布について、審議内容はないか情報公開していないとして公開されず、ただ配布したとしても教育委員会を使い、

物理的に配ったというものと思われる。そして本件リーフレットには、既述のとおり誤りや説明不足、意味不明な点が多い。

ギャンブル依存予防を目的とするならば、かかるリーフレットの配布ではむしろ有害である。教育のためならギャンブルの危険性と依存症を詳しく説明し、ギャンブルから発生する様々な社会的危険性と弊害を教えなければならぬのである。

I R 推進局は、他の依存症の記述をご都合主義で部分流用したといわれても否定できないレベルの本件リーフレットを作成し、維新、松井元府知事、吉村元市長の権力を使って、未成年者らに配らせたのである。

(2)本件リーフレットが教育の現場と実情さらには、各学校の事情を無視し、害している。

ア. 本件リーフレットでは、高校生3年生や支援学校生らが誤解を持つことはあっても、ギャンブルとその弊害を正しく理解できないことは前述した。それどころか、これを配った学校と教員らにさえ誤解させる恐れがある。

イ. 次に支援学校向けリーフレットと、高校生向けのリーフレットは、ほぼ同様の内容が書かれており、違いと言えば、支援学校用のリーフレットには漢字の読解力が不足すると判断しているのか漢字にルビを付している点である。

しかし、被告と松井元府知事、吉村元市長、そしてI R 推進局員らは、支援学校がどういう状況で、その学校にどのように配られ活用されているのか、事前に調査していない。HPにある大阪府・市の支援学校をみれば、様々は支援学校があることがわかる。

- ① まず視力障がいの生徒が通う支援学校2校に、本件リーフレットを配って充分というのだろうか。
- ② また聴覚障がいの生徒が通う4校にはどのような対応をしたのだろうか。

③ さらに肢体不自由と知肢併置、病弱併置、知的障がい部門併置医の計
13校はどう教育できるのか。

④ さらに知的障がいの支援学校25校と病弱障がいの2校においても、
どのように配布し、教育したというのだろうか。

いずれも本件リーフレットを配ったという以外の説明はない。

高校もそうであるが、これらの支援学校における配布と活用の有無内容
が一切示すことができないまま、教育現場において、リーフレットを作成
し配布したという会計報告だけでは、その行為の正当性の説明責任は全く
果されていないのである。

このことは、このIR推進局のリーフレットが本来の教育効果より、カ
ジノ推進局としてギャンブル宣伝をしたという事実を示しているのである。

第3 求釈明

1. IR推進局の本件リーフレット作成・配布について

(1) 府市の首長ないし職員の誰が、いつごろこのリーフレットを作成するこ
とを決め、審議し、実行したのか。

府提出の乙3は、会計支出のIR推進課の形式的な会計支出の手続とし
かわからない。発行動機や計画、実行状況も全く示されていない。会計面
だけをみても、債務負担行為を行なうことについての予算見積りや内容審
議は示されていない。

(2) 本件リーフレットは、厚生労働省の乙1号証のリーフレットと同様でな
い。例えば、ギャンブルを娯楽として、高校生と支援学校生に対する教育
内容はない。文部科学省も含めて、具体的に引用したり参考とした文献が
あれば、出典を示されたい。

(3) 本リーフレットについて、解説文書を学校向けに作成、配布したり、学
校に行って具体的に説明したりしたのか

- (4) 被告はリーフレットを配布済というが、I R 推進局が教育委員会や学校に送付しただけででは配布は終了していない。具体的にどの学校に何部配布し、各学校がいつまで完全に配布を終了したことをどのように確認したのか。
- (5) 被告のいう406,080円の費用はI R 推進局のみ負担した印刷費用と思われる。教育委員会は各学校に配布に関与していないというのか、その費用は府・市共に一切なかったといえるのか。